

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成24年6月4日

新潟市長 篠田 昭

- 1 大規模小売店舗の名称，所在地及び設置者
名 称 黒埼ショッピングセンターパルス
所在地 新潟市西区山田421-1外
設置者 株式会社 コメリ
清水商事 株式会社
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
・清水商事 株式会社
（変更前）午前10時00分
（変更後）午前 9時00分
- 3 変更をする年月日
平成24年6月1日
- 4 変更しようとする理由
店舗の運営計画変更のため
- 5 届出年月日
平成24年5月17日
- 6 縦覧場所 新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市西区農政商工課
- 7 縦覧期間
平成24年6月4日から平成24年10月4日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項，意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係
電 話 025-226-1633
Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp